

空き家の修繕費等を助成します！

小豆島町では、島外から移住を希望する方のために「空き家バンク」を開設し、町ホームページで空き家の紹介をしています。

平成22年度から「空き家バンク」への新規登録物件を確保と利用を促進するため、家屋の修繕や家財道具の撤去などに掛かる費用を助成する制度をスタートしました。また、平成28年からは、補助限度額を50万円から100万円に増額しています。

◆ 対象者は・・・

・**空き家の所有者** 空き家バンクに賃貸目的で登録している方

・**空き家物件購入者** 令和2年4月1日以降に進学又は転勤以外の目的で、定住の意志を有し、空き家バンクで登録している売買物件を購入した方。
ただし小豆郡外で3年以上在住したUIJターン者(町外から小豆島町に転入を希望する者。)
空き家売買契約を終結しており、かつ売買契約締結日から1年以内の者。

ただし、「空き家になった場合、**5年間**は小豆島町空き家バンクに**賃貸物件**として登録すること」

「修繕等は**町内業者**に依頼すること」

「**三親等以内の親族の契約は不可**とすること」が条件です。

◆ 助成の対象となる修繕等の内容は・・・

下記のような内容が対象となります。

- ・ 台所、風呂、トイレの改修
- ・ 内装、屋根、外装等、家屋本体の改修
- ・ 住宅設備の修理又は新設
- ・ 家財道具の運搬及び廃棄
- ・ 畳替え、襖及び障子の張替え、ガラスの入れ替え など

◆ 助成額は・・・

空き家登録事業：修繕等にかかる費用の50万までの金額と、50万円を超える額の2分の1を助成します。(限度額 **100万円**)

(例) 修繕費が100万円の場合：50万円+(50万円×1/2)=75万円を助成



この補助制度に関するお問合せ先



◆ 申請手続きの流れ

① 空き家バンクへの登録申込 ※空き家物件所有者のみ

空き家バンクへの登録申込は、小豆島町住まい政策課（TEL:82-7011）までお問合せください。事業担当が空き家の現状を確認に参ります。



② 補助金交付申請書の提出

「小豆島町空き家活用事業補助金交付申請書」を住まい政策課に提出してください。

●申請に必要なもの

空き家物件所有者

- 補助対象事業費が確認できる書類
- 補助対象事業実施予定箇所の写真

空き家物件申請者(空き家名義人でない場合)

- 補助対象事業費が確認できる書類
- 補助対象事業実施予定箇所の写真
- 補助対象空き家の固定資産納税証明書
※証明発行には納税義務者本人か、納税義務者の委任状が必要です。

空き家バンク売買物件購入者

- 補助対象事業費が確認できる書類
- 補助対象事業実施予定箇所の写真
- 完納証明書(物件購入者で前住所にて世帯分取得必要)
- UJターナー者(町外から町内に転入した者をいう。)で、小豆郡外で3年以上在住した事がわかる書類として申請者の戸籍の附票等
※附表を提出される方へ・・・戸籍の附票は本籍地でのみ発行できる証明になります。本籍地に請求してください。
- 補助対象空き家の売買契約書の写し

申請内容を審査し交付を決定したときは、「交付決定通知書」を送付しますので、**通知書到着後に修繕等を行ってください。**

※申請した内容を変更・中止する場合は「小豆島町空き家活用事業補助金変更・中止承認申請書」を提出してください。



③ 事業完了報告の提出

修繕等の終了後30日以内に「小豆島町空き家活用事業完了報告書」と提出してください。

●報告に必要なもの

空き家物件所有者 と 空き家物件申請者(空き家名義人でない場合)

- 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
- 補助対象事業実施箇所の写真

空き家バンク売買物件購入者

- 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
- 補助対象事業実施箇所の写真
- 小豆島町に転入した事を証明する書類 住民票の写し等(物件購入者)

報告書の内容を審査後、町から「補助金確定通知書」を送付します。



④ 補助金請求書の提出

「補助金確定通知書」が送付された後、「小豆島町空き家活用事業補助金請求書」を提出してください。提出後、指定の口座に補助金を振り込みます。

(注) 空き家を賃貸して家賃収入を得た場合、収入金額から必要経費を差し引いた金額が不動産所得になりますので、毎年確定申告をする必要があります。確定申告に関しては、最寄りの税務署等でご確認してください。